

# 学校法人京都成安学園コンプライアンス規程

平成20年7月25日制定

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園（以下、「本学園」という。）におけるコンプライアンスの遂行を図るために必要な事項を定め、もって本学園の社会的信頼の維持及び業務の公正・公平の確保に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) コンプライアンス   | 本学園の職員等が本学園の業務遂行において法令あるいは規則・規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。 |
| (2) 職 員 等      | 法人の役員及び学校法人京都成安学園管理運営規程第8条第1項、第2項の各号の職員をいう。                   |
| (3) コンプライアンス通報 | 本条第1号に反する行為等あるいはそのおそれを第9条に規定する相談窓口に通報することをいう。                 |
| (4) 通 報 者      | コンプライアンス通報を行う者をいう。  |

## (職員等の責務)

第3条 職員等は、本学園におけるコンプライアンスの重要性を認識し、教育・研究の発展に寄与するためコンプライアンスの遂行に努めなければならない。

2 職員等は、コンプライアンスに関する調査に対して、正当な理由がない限り応じなければならない。

## (コンプライアンス推進責任者の責務)

第4条 学校法人京都成安学園管理運営規程第10条の各号に定める職位の者をコンプライアンス推進責任者とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 本学園におけるコンプライアンスの遂行ために、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、以下の職務を行う。

- (1) コンプライアンスの遂行に関する基本方針の策定
- (2) 第10条に規定するコンプライアンス通報の調査
- (3) その他コンプライアンス遂行に関する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、理事長が指名する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事 1名
- (2) 法人本部長 1名
- (3) 教員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

2 委員会の委員長は、委員の互選による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会に関する庶務は、総務部門が行う。
- 4 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(相談窓口)

第9条 コンプライアンス通報の対応を行う相談窓口を総務部門に置く。

2 前項の相談窓口に相談受付担当者2名を置く。

(コンプライアンス通報)

第10条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為あるいはそのおそれがあると思慮するとき、相談窓口に、コンプライアンス通報をすることができる。

- (1) 法令あるいは本学の規則・規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - (2) 前号に掲げるもののほか、本学園の社会的信頼又は業務運営の公正・公平を失わせるおそれのある行為
- 2 通報者は、相談窓口に本人が直接通報を行うか、上司経由で行うか選択することができる。
  - 3 通報者は、実名で行うことを原則とする。ただし、匿名を希望する者については、匿名で行うことができる。
  - 4 コンプライアンス通報は、面談、書面（Fax含む）、Eメールによるものとする。電話によるコンプライアンス通報は原則としてできないものとする。

（相談受付担当者の事務手続き）

- 第11条 相談受付担当者は、コンプライアンス通報を受けたときは、委員長に報告する。
- 2 相談受付担当者は、個人情報等の取扱いについて通報者の同意を得るものとする。

（調査）

- 第12条 委員長は、前条によりコンプライアンス通報を受けた場合は、委員会を招集して、コンプライアンス通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。
- 2 委員会が、前項の調査を行う場合、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聞くことができる。

（理事長への報告）

- 第13条 委員長は、前条の調査の結果を速やかに理事長に報告する。
- 2 委員長は、前項の報告を行う際は、委員会における協議内容及びその決定事項とその理由を明らかにして行うものとする。

（コンプライアンス通報に係る措置）

- 第14条 理事長は、委員長の報告を受けたときは、当該報告におけるコンプライアンス通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、当該コンプライアンス通報の事実に係る違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 理事長は、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本学園規則・規程等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。
  - 3 理事長は、前項の措置を講じる場合は、学校法人京都成安学園職員賞罰委員会に諮らなければならない。

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

第15条 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。  
2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。

(通知)

第16条 委員会は、通報者に対して、コンプライアンス通報の受領、調査結果及び是正結果について、プライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 委員会委員及び相談受付担当者その他コンプライアンス通報に関与した者は、知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(悪用の禁止)

第18条 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づくコンプライアンス通報を行うものとし、特定人物を誹謗・中傷する目的または自らの私的利害を図る等の目的でこれを行ってはならない。

(利益相反関係の排除)

第19条 委員会委員及び相談受付担当者は、自ら関係するコンプライアンス通報の処理に関与してはならない。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月28日から改正施行する。

附 則

この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2に基づき、平成27年8月1日から改正施行する。